議案受領

五月三十一日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

独立行政法人地域医療機能推進機構法案（第百七十三回国会閣法第八号、衆議院継続審査）

また、同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

郵政改革法案（閣法第六一号）

日本郵政株式会社法案（閣法第六二号）

郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第六三号）

議案受領（予備審査）

五月三十一日衆議院から次の議案が送付された。

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案（厚生労働委員長提出）（衆第二七号）

議案付託

五月三十一日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託した。

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案（衆第二七号）

厚生労働委員会に付託

また、同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

独立行政法人地域医療機能推進機構法案（第百七十三回国会閣法第八号）

厚生労働委員会に付託

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（閣承認第四号）

経済産業委員会に付託

議案付託（予備審査）

五月三十一日議長は、次の衆議院送付案を委員会に付託した。

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案（厚生労働委員長提出）（衆第二七号）

質問主意書提出

五月三十一日議員から次の質問主意書が提出された。

全国知事会議における鳩山首相の尖閣諸島への日米安保条約適用をめぐる発言に関する質問主意書（佐藤正久提出）（第八三号）

質問主意書転送

五月三十一日次の質問主意書を内閣に転送した。

鳩山首相と北澤防衛相との在沖米海兵隊の抑止力についての情報共有に関する再質問主意書（佐藤正久提出）（第七六号）

永住外国人への地方参政権付与に関する質問主意書（山谷えり子提出）（第七七号）

子ども手当に関する質問主意書（山谷えり子提出）（第七八号）

森林及び地下水の保全に関する質問主意書（山谷えり子提出）（第七九号）

竹島に関する質問主意書（山谷えり子提出）（第八〇号）

拉致問題及び対北朝鮮措置に関する質問主意書（山谷えり子提出）（第八一号）

外来等に係る高額療養費に関する質問主意書（浜田昌良提出）（第八二号）

人事異動

内閣

国務大臣

福島　瑞穂（福島みずほ）

本官を免ずる

同

平野　博文

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全担当、少子化対策担当及び男女共同参画担当）事務代理を命ずる（以上五月二十八日）

法務省

検事長

小貫　芳信

名古屋高等検察庁検事長に補する

（名古屋地方検察庁検事正）検事

麻生　光洋

最高検察庁検事に配置換する

法務総合研究所所長に充てる

（静岡地方検察庁検事正）同

北村　道夫

名古屋地方検察庁検事正に配置換する

（最高検察庁検事）同

大野　宗

静岡地方検察庁検事正に配置換する

（東京地方検察庁検事兼法務省刑事局付兼法務省大臣官房付）

検事兼法務事務官

駒方　琢也

法務省大臣官房付の併任を解除する

（千葉地方検察庁松戸支部検事）

検事

吉田麻木子

辞職を承認する（以上五月三十一日）

○定年退官

名古屋高等検察庁検事長松永榮治は、検察庁法第二十二条の規定により五月三十日限り定年退官

最高裁判所

判事

中村　愼

東京地方裁判所判事に補する

判事兼簡易裁判所判事

伊藤ゆう子

東京地方裁判所判事に補する

最高裁判所事務総局刑事局付を命ずる

同

水野　正則

東京地方裁判所判事に補する

同

和波　宏典

鹿児島地方裁判所判事に補する

兼ねて鹿児島家庭裁判所判事に補する（以上五月二十七日）

官庁報告

官庁事項

型式検査の主要な実施方法及び基準の公示について

農業機械化促進法（昭和28年法律第252号）第7条第3項の規定に基づき、農用トラクター（乗用型）用安全キャブ及び安全フレームの型式検査の主要な実施方法及び基準（昭和50年4月4日付け官庁報告）を変更したので、同条第4項の規定により公示する。

平成22年6月2日

農林水産大臣　赤松　広隆

（内容省略）

備考　変更内容は、農林水産省生産局農業生産支援課及び地方農政局、内閣府沖縄総合事務局、都道府県庁並びに独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構において閲覧に供するとともに、農林水産省ホームページ（URL：http://www.maff.go.jp）に掲載する。

労働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、日本赤十字労働組合から、夏季一時金等の要求に関して、平成22年6月7日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（茨城県、群馬県、埼玉県、神奈川県、新潟県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、徳島県、愛媛県、福岡県、長崎県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成22年6月2日

厚生労働大臣　長妻　昭

別表

茨城県	水戸赤十字病院、日本赤十字社茨城県支部乳児院、古河赤十字病院及び茨城県赤十字血液センター
群馬県	前橋赤十字病院
埼玉県	小川赤十字病院
神奈川県	横浜市立みなと赤十字病院、神奈川県赤十字血液センター及び神奈川県横浜赤十字血液センター
新潟県	長岡赤十字病院及び新潟県赤十字血液センター
長野県	長野県赤十字血液センター及び長野県松本赤十字血液センター
岐阜県	岐阜赤十字病院、高山赤十字病院及び岐阜県赤十字血液センター
静岡県	静岡赤十字病院、静岡県赤十字血液センター及び静岡県浜松赤十字血液センター
三重県	山田赤十字病院及び三重県赤十字血液センター
京都府	京都第一赤十字病院及び舞鶴赤十字病院
大阪府	大阪赤十字病院、大阪府赤十字血液センター、大阪府北大阪赤十字血液センター及び大阪府南大阪赤十字血液センター
兵庫県	神戸赤十字病院、柏原赤十字病院、姫路赤十字病院及び兵庫県災害医療センター
徳島県	徳島赤十字病院、徳島県立徳島乳児総合療育センター、徳島県赤十字血液センター
愛媛県	松山赤十字病院及び愛媛県赤十字血液センター
福岡県	福岡赤十字病院、福岡県赤十字血液センター及び福岡県北九州赤十字血液センター
長崎県	長崎県赤十字血液センター
宮崎県	宮崎県赤十字血液センター
沖縄県	沖縄県赤十字血液センター